

熊本県入浴施設におけるレジオネラ症の発生防止のための衛生管理に関する条例施行規則(平成16年熊本県規則第36号)新旧対照表

旧	新
<p>(<u>条例第2条第4号サ</u>の規則で定める施設)</p> <p>第2条 <u>条例第2条第4号サ</u>の規則で定める施設は、次に掲げる施設とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(<u>条例第3条第1項第6号</u>に規定する規則で定める場合等)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>2</u> (略)</p> <p>(<u>条例第3条第1項第8号</u>の規則で定める基準)</p> <p>第5条 <u>条例第3条第1項第8号</u>の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。ただし、この基準によることが困難であり、かつ、温泉法(昭和23年法律第125号)第15条第1項の規定による温泉の利用の許可を受けている場合その他衛生上危害を生じるおそれがないと知事が認めた場合は、第1号の表のアからエまでの項並びに第2号の表のア及びイの項の基準の全部又は一部を適用しない。</p> <p>(1) 水道水以外の湯水を使用した原湯、原水、<u>上り用湯</u> 及び<u>上り用</u></p>	<p>(<u>条例第2条第4号ス</u>の規則で定める施設)</p> <p>第2条 <u>条例第2条第4号ス</u>の規則で定める施設は、次に掲げる施設とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(<u>条例第3条第1項第6号</u>に規定する規則で定める場合等)</p> <p>第4条 (略)</p> <p><u>2</u> <u>条例第3条第1項第6号</u>の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) <u>次号に規定する場合を除き、浴槽水中の遊離残留塩素濃度は、通常1リットル中0.4ミリグラム程度を保つこと、かつ、最大1リットル中1.0ミリグラムを超えないよう努めること。</u></p> <p>(2) <u>結合塩素のモノクロアミンを使用する場合には、その濃度は、1リットル中3.0ミリグラム程度を保つこと。</u></p> <p><u>3</u> (略)</p> <p>(<u>条例第3条第1項第8号</u>の規則で定める基準)</p> <p>第5条 <u>条例第3条第1項第8号</u>の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。ただし、この基準によることが困難であり、かつ、温泉法(昭和23年法律第125号)第15条第1項の規定による温泉の利用の許可を受けている場合その他衛生上危害を生じるおそれがないと知事が認めた場合は、第1号の表のアからエまでの項並びに第2号の表のア及びイの項の基準の全部又は一部を適用しない。</p> <p>(1) 水道水以外の湯水を使用した原湯、原水、<u>上がり用湯</u>及び<u>上がり</u></p>

			<p>____、透過光測定法____</p> <p>____、積分球式光電光度法、____</p> <p>____散乱光測定法又は____透過散乱法</p>			<p>法、透過光測定法、連続自動測定機器による透過光測定法、積分球式光電光度法、連続自動測定機器による積分球式光電光度法、連続自動測定機器による散乱光測定法又は連続自動測定機器による透過散乱法</p>
イ	過マンガン酸カリウム消費量	1 リットル中	<p>滴定法</p> <p>____25 ミリグラム以下であること。</p>	イ	<p>全有機炭素 (TOC) の量又は過マンガン酸カリウム消費量</p> <p>全有機炭素 (TOC) の量が1 リットル中8ミリグラム以下であること (塩素化イソシアヌル酸又はその塩を用いて消毒している場合その他の全有機炭素 (TOC) の量を基準とすることが不適当と認められる場合を除く。) 又は過マンガン酸カリウム消費量が1リットル中25ミリグラム以下であること。</p>	<p>全有機炭素 (TOC) の量については水質基準省令の規定により厚生労働大臣が定める全有機炭素計測定法、過マンガン酸カリウム消費量については水質基準省令による廃止前の水質基準に関する省令 (平成4年厚生省令第69号) に規定する滴定法</p>
ウ	大腸菌群	1 ミリリットル中に1個以下であること。	<p>下水の水質の検定方法等に関する省令 (昭和37年厚生省令・建設省令第1号) 第6条に規定する方法</p>	ウ	<p>大腸菌群 (グラム陰性の無芽胞性の桿菌であって、乳糖を分解して酸とガス</p> <p>1 ミリリットル中に1個以下であること。</p>	<p>下水の水質の検定方法等に関する省令 (昭和37年厚生省令・建設省令第1号) 第6条に規定する方法</p>

エ	レジオネラ	100 ミリリットル中に 10cf	冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法
属	菌	u 未満であること。	

(新設)

(立入検査の身分証明書)

第9条 (略)

(公表の方法)

第10条 (略)

	を形成する 全ての好気 性又は通性 嫌気性の菌 をいう。)		
エ	レジオネラ	100 ミリリットル中に 10cf	冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法
属	菌	u 未満であること。	

(条例第3条第1項第16号の規則で定める基準)

第9条 条例第3条第1項第16号の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) シャワーは、1週間に1回以上、内部の水が置き換わるように通水すること。
- (2) シャワーヘッド及びホースは、6か月に1回以上点検し、内部の汚れ、水あかその他の付着物を1年に1回以上洗浄及び消毒すること。

(立入検査の身分証明書)

第10条 (略)

(公表の方法)

第11条 (略)